

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、白浜町防災会議が作成する計画であって、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する機能を有効に発揮して、町の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町土並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 白浜町地域防災計画は、防災関係機関が処置しなければならない町の地域に係る防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、風水害等災害を対象とした「基本計画編」と地震・津波災害を対象とした「地震・津波災害対策計画編」の両計画を持って構成するものである。
- 2 白浜町地域防災計画の策定、運営にあたっては、防災基本計画に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画並びに和歌山県地域防災計画と緊密な連携を図っていくものとする。
- 3 白浜町地域防災計画は、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡・調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めるものとする。
- 4 災害に対しては、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、住民自身及び自主防災組織等住民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。
- 5 地震・津波災害対策編で扱う災害の範囲は、次のとおりである。なお、基本計画編で扱う災害も含め、複数の災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。
 - (1) 地震・津波災害
 - (2) その他、地震・津波に関連した大規模な火災等

第3節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は関係のある事項について、白浜町防災会議が指定する期日までに計画修正案を提出するものとする。

また、災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、本計画については、国の防災基本計画や各機関の防災業務計画、和歌山県地域防災計画との整合を図るものとする。

第4節 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによるものとする。

- 1 基本法……………災害対策基本法
- 2 救助法……………災害救助法
- 3 本 部……………白浜町災害対策本部
- 4 県本部……………和歌山県災害対策本部
- 5 計 画……………白浜町地域防災計画
- 6 県 計 画……………和歌山県地域防災計画
- 7 本 部 長……………白浜町災害対策本部長
- 8 県本部長……………和歌山県災害対策本部長
- 9 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

なお、本計画中、次の組織名称は、それぞれ次のとおり読みかえるものとする。

本部設置時	本部不設置時（平常組織時）
本 部	白浜町地域防災課
本 部 長	白浜町長
県 本 部	和歌山県総務部危機管理局災害対策課
県 本 部 長	和歌山県知事
県 本 部 部 班	和歌山県部課
県 支 部	振興局（地域振興部）
県 支 部 長	振興局長

第2章 白浜町の地勢と災害

第1節 地理的概観

1 位置

本町は和歌山県の南部に位置し、北は田辺市及び上富田町、南はすさみ町、西は太平洋に面しており、半島地域と富田川下流域及び日置川流域に分かれている。

2 面積

本町の面積は、200.98 平方キロメートルで、県全体の約 4.3%を占めている。

3 地形

平野部は、富田川及び日置川流域に広がっているものの丘陵地と山地に特化しており、海岸線は、リアス式で半島部には景観をいかした名所が点在し、市街地部では温泉地が形成されている。

森林は全体の約 81%を占め、南部では海岸地域まで山地がせまり、海岸、河川流域、谷間部に集落が点在している。

4 地質

地質は、新第三紀層の田辺群（砂岩、泥岩、礫岩）が分布し、富田川流域及び日置川流域には沖積層が広く発達している。

5 地盤

富田川流域及び日置川流域河口付近の軟弱層の層厚は 30mを超え、上流に向かうにつれ薄くなる。富田川流域の河口付近での軟弱層は上部が礫からなるほかは、ほとんど粘性土からなっている。日置川流域の河口付近では軟弱層はほとんどが砂や礫からなっている。

第2節 社会条件

1 人口と産業

令和3年12月末現在の人口は、20,675人、世帯数は、11,015世帯である。人口は、やや減少傾向にあり、人口の分布は、半島部の白浜地区や白浜駅周辺の堅田地区、才野地区に集中している。

白浜町の産業は、観光が中心的産業であり、町内には温泉や名勝奇景を擁し、特に半島部には観光産業が集積し、白浜温泉と呼ばれ、白良浜などの海水浴場を中心に、リゾート施設（企業や各種団体などの別荘・保養所含む）が多数立地している。

観光客数は、年間300万人以上が訪れ、7～8月の海水浴シーズンが最も多くなる。また、世界遺産に登録された熊野古道大辺路ルート（富田坂・仏坂）を擁することから新たな観光需要が見込まれている。

観光以外の産業は、農業においては、富田川流域の平野部において、温暖な気候を利用した野菜・花卉等の暖地園芸が盛んであり、漁業では波静かな田辺湾を利用したブリ類、マダイ、

ヒラメ等の魚類養殖が盛んである。

2 土地利用

土地利用の現況は、下表に示すとおり森林が 80.57%で大半を占め、次いで農用地（農地、採算放牧地）3.28%、宅地 2.80%となっている。

(単位 km²)

土地利用区分	面積	割合
宅地	5.62	2.80%
農用地（農地、採算放牧地）	6.59	3.28%
森林（国有林・民有林）	161.94	80.57%
その他	26.83	13.35%
計	200.98	100.0%

第3節 災害とその特性

過去の災害履歴のうち最も甚大な被害を受けた災害は、地震及び津波である。

1 地震津波

(1) 南海地震

昭和 21 年 12 月 21 日午前 4 時 20 分頃、和歌山県全域は突然大地震に襲われ、大津波を伴い沿岸地域に大惨事をもたらした。震源は、潮岬の南南西 50km の沖合と推定されるが、地震動勢力の中心は、もっと西に偏っていた。有感範囲は東北北部及び北海道を除く日本のほとんど全域にわたった。

白浜町では、早いところでは約 10 分後の午前 4 時 30 分頃、津波の第一波が来襲し、被害は全町に及んだ。田辺湾の入り江になった東白浜方面は、ことのほか被害が甚大で、全戸床上浸水し、14 名の死者を出した。津波は 3 回以上あったが、第二波の波高は、大潮水準線より 4m にも及んだ。この日は、余震 30 数回あり、地殻の変動で地盤が約 70cm も沈下した。白浜町の被害は、死者 15 名、行方不明者 3 名、重傷者 5 名、軽傷者 35 名、家屋流出 42 戸、同全壊 28 戸、同半壊 582 戸、床上浸水 410 戸、床下浸水 42 戸、など甚大であった。

(2) チリ地震津波

昭和 35 年 5 月 23 日南米チリ中部で発生した大地震の余波は、17,000km 離れた日本列島の太平洋岸一帯を大津波となって襲った。津波が内湾の東白浜や細野、袋を襲ったのは、第一波が 23 日の午前 4 時 40 分、第二波が午前 5 時 25 分、第三波が午前 5 時 55 分であった。波高は、3m から 4m で、長時間にわたって波の上下が続き、平常に復したのは 28 日の夕刻頃であった。白浜町の被害は、家屋全壊 1 戸、床上浸水 292 戸、床下浸水 55 戸などであった。

第4節 土地利用の変遷

本町の土地利用状況は、山林が大半を占め、次いで農業用地となっている。本町においては、昭和33年に都市計画区域が、また昭和48年には、用途地域・地区が指定され、土地利用と都市の開発・整備・保全の方針等、市街地形成の基礎が定められた。

しかしながら、宅地造成・マンション建設等の民間開発が相次ぎ、また別荘用地が大きく増える結果となっている。

人口集中地区は半島部及び堅田地区、才野地区であり、土地利用状況も山間地域と大きく異なっている。

第5節 地域の災害危険性

1 土砂災害

(1) 土石流危険渓流

土石流危険渓流は、本町においては219箇所となっている。

併せて、地すべり危険箇所4箇所（国土交通省所管）、急傾斜地崩壊危険箇所563箇所となっている。

(2) 山地災害危険箇所

山地災害危険箇所においては、本町の山腹崩壊危険地区は471箇所、崩壊土砂流出危険地区は153箇所となっている。

(3) 土砂災害警戒区域等指定区域箇所

本町における土砂災害警戒区域等指定状況は、急傾斜地の崩壊警戒区域805箇所（うち特別警戒区域795箇所）、土石流警戒区域209箇所（うち特別警戒区域165箇所）、地すべり4箇所（うち特別警戒区域0箇所）となっている。

2 地震及び津波

本町における災害履歴から見ると、地震に伴う建物倒壊による人的被害はもとより津波浸水被害に伴う人的被害を受けており、平成25年に県が公表した津波浸水想定では、東海・東南海・南海3連動地震で7m、南海トラフ巨大地震で16mの最大津波高が想定されている。

第3章 地震被害想定と減災目標

県が平成26年に公表した地震被害想定（「東海・東南海・南海3連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」の2つの地震被害想定）から白浜町に係る被害想定を整理すると次のとおりである。

減災目標は「第2編 地震防災対策 第1章 地震防災対策アクションプログラム」に記載する。

第1節 目的

和歌山県周辺では、東海・東南海・南海3連動地震や南海トラフ巨大地震等の発生が懸念されており、これらの地震が発生すると、県内に重大な被害をもたらす、社会生活にも大きな影響を及ぼすことが指摘されている。県の地震被害想定調査は、これらの地震が発生した際に予想される物的被害や人的被害、また社会活動に関わる影響を予測することによって、地震が発生した際の「災害像」を確立し、今後の防災対策を検討していくための基礎資料とすることを目的としている。

第2節 想定地震

本計画策定の前提となる想定地震は以下のとおりである。

- 1 東海・東南海・南海3連動地震
- 2 南海トラフ巨大地震

第3節 白浜町に係る地震被害想定結果の概要

- 1 東海・東南海・南海3連動地震の被害想定
被害想定結果は、次のとおりである。

3連動地震被害の予測結果①(冬 18時 風速8m)

		項目	被害数、被害率	
建物被害	総棟数		13,800棟	
	全壊棟数合計		4,100棟	30%
	揺れ等による全壊棟数		3,300棟	24%
	津波による全壊棟数		730棟	6%
	焼失棟数		130棟	1%
	半壊棟数合計		3,500棟	25%
	※揺れ等による全壊棟数：液状化・震動・斜面崩壊による全壊棟数予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。 ※全壊棟数合計と全壊率には焼失分を含む			
人的被害	人口		22,700人	
	人的被害の合計 ※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある	死者数	1,300人	
		重傷者数	380人	
		軽傷者数	1,100人	
		閉込者数	62人	
	建物倒壊(震動)による被害	死者数	160人	
		重傷者数	220人	
		軽傷者数	800人	
	建物倒壊(斜面崩壊)による被害	死者数	3人	
		重傷者数	2人	
		軽傷者数	2人	
	津波による被害	死者数	1,100人	
		重傷者数	160人	
		軽傷者数	300人	
	火災による被害	死者数	7人	
重傷者数		2人		
軽傷者数		5人		
と断水予測 上水道管被害	管延長、管被害箇所、被害率		289.1km、890箇所、3.07箇所/km	
	水道人口		22,800人	
	断水人口、率	発災直後	22,600人	99%
		1日後	21,100人	93%
		1週間後	10,600人	46%
1ヶ月後		4,900人	21%	
人口予測 下水道支障	下水道人口		3,300人	
	支障人口、率	発災直後	400人	12%
		1日後	160人	5%
		1週間後	0人	0%
		1ヶ月後	0人	0%
停電復旧予測	需要家軒数		13,800軒	
	被災軒数		4,100軒	
	停電軒数、率	発災直後	—軒	—%
		1日後	4,900軒	50%
		4日後	3,300軒	34%
1週間後		3,300軒	34%	
道路被害	対象道路延長(km)		127km	
	地震被害箇所数		12箇所	
	津波被害箇所数		8箇所	
鉄道被害	対象路線延長(km)		19km	
	地震被害箇所数		48箇所	
	津波被害箇所数		3箇所	

項目		被害数、被害率	
日置港被害	施設数（バース）	岸壁・物揚場	11
		その他係留施設	4
	被害予測施設数（バース）	岸壁・物揚場	9
		その他係留施設	3
被害率（平均）		80%	

3連動地震被害の予測結果② 避難者（夏 12時 風速4m）

発災時 人口	避難者総数			避難所に避難する者			避難所外生活者		
	1日後	1週間後	1ヵ月後	1日後	1週間後	1ヵ月後	1日後	1週間後	1ヵ月後
22,700	11,300	9,400	10,700	7,300	6,900	3,200	4,000	2,500	7,500

- 注）・避難所避難者は避難者総数の内数である。
 ・予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

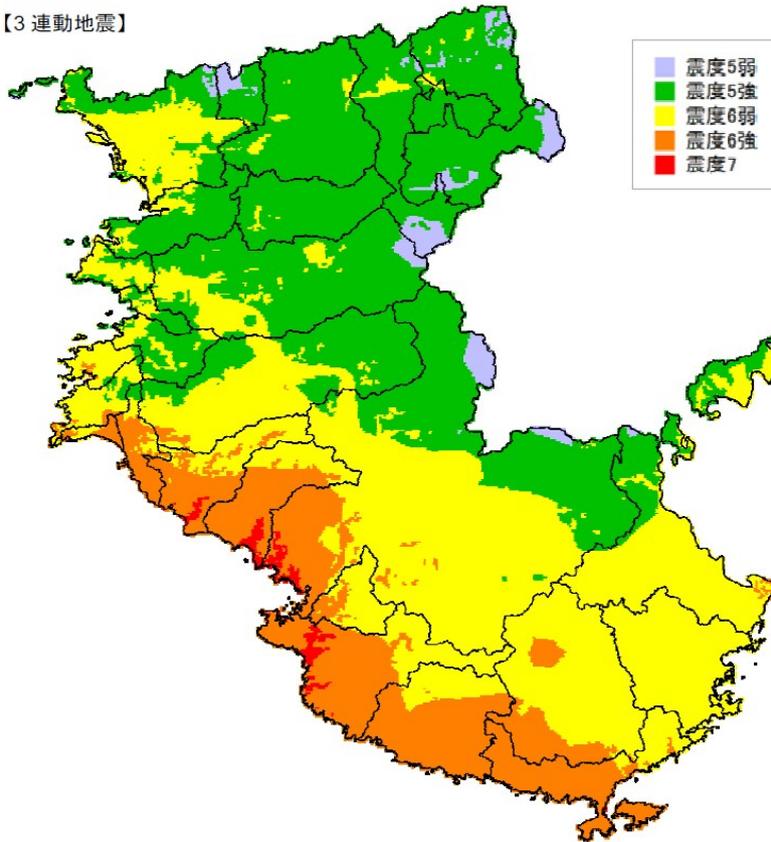
3連動地震被害の予測結果③ 帰宅困難者

帰宅者総数 a	域内帰宅者 b	域外帰宅者				徒歩代替者 g	帰宅困難者 h
		総数 c	鉄道・バス 利用者 d	自動車・二 輪車利用者 e	自転車利用 者・徒歩 f		
17,600	10,000	7,700	530	6,500	720	1,600	5,400

- 注）・パーソントリップ調査のゾーン区分ごとデータにもとづいて、域外帰宅者のうち、d欄・e欄の者が帰宅手段を失うものとした。それらの者の一部は帰宅手段を徒歩に変えて帰宅する者(g欄)と推定し、域内に留まる者を帰宅困難者とした。
 ・予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

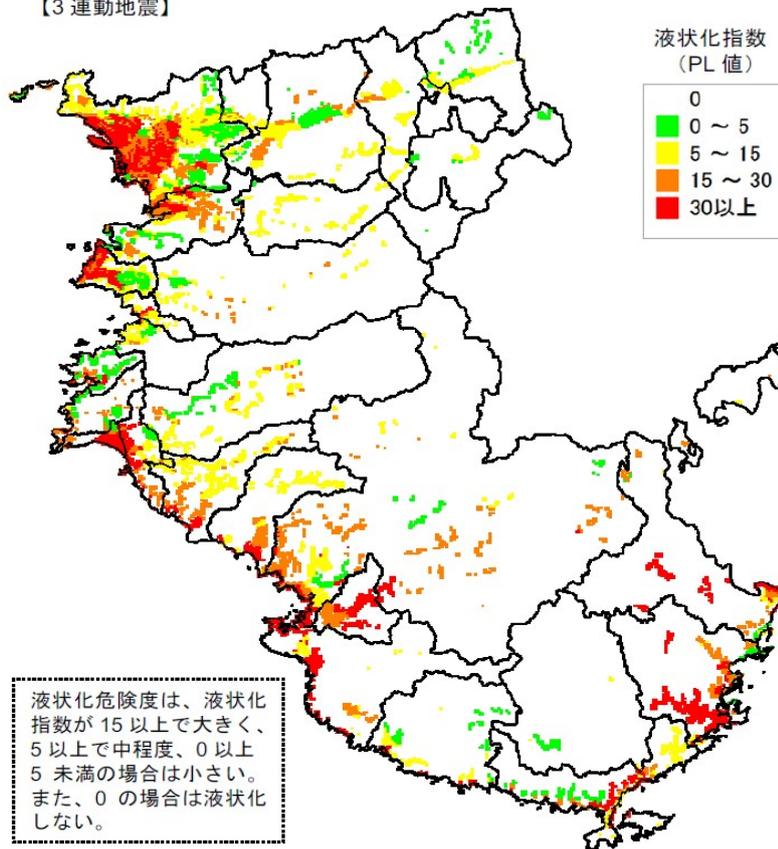
震度予測図

【3連動地震】



液状化予測図

【3連動地震】



2 南海トラフ巨大地震の被害想定

被害想定結果は、次のとおりである。

南海トラフ巨大地震被害の予測結果①（冬 18時 風速8m）

項目		被害数、被害率	
建物被害	総棟数	13,800棟	
	全壊棟数合計	6,400棟 46%	
	揺れ等による全壊棟数	2,800棟 20%	
	津波による全壊棟数	3,500棟 25%	
	焼失棟数	61棟 0%	
	半壊棟数合計	2,900棟 21%	
	※揺れ等による全壊棟数：液状化・震動・斜面崩壊による全壊棟数予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。 ※全壊棟数合計と全壊率には焼失分を含む		
人的被害	人口	22,700人	
	人的被害の合計 ※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある	死者数	5,300人
		重傷者数	390人
		軽傷者数	1,000人
		閉込者数	29人
	建物倒壊（震動）による被害	死者数	110人
		重傷者数	120人
		軽傷者数	470人
	建物倒壊（斜面崩壊）による被害	死者数	3人
		重傷者数	2人
		軽傷者数	2人
	津波による被害	死者数	5,200人
		重傷者数	280人
		軽傷者数	530人
	火災による被害	死者数	3人
重傷者数		2人	
軽傷者数		3人	
と断水予測	管延長、管被害箇所、被害率	289.1km、810箇所、2.77箇所/km	
	水道人口	22,800人	
	断水人口、率	発災直後	22,600人 99%
		1日後	20,900人 92%
		1週間後	10,500人 46%
1ヶ月後		4,200人 18%	
人口予測	下水道人口	3,300人	
	支障人口、率	発災直後	3,100人 93%
		1日後	3,000人 92%
		1週間後	2,600人 80%
		1ヶ月後	400人 12%
停電復旧予測	需要家軒数	13,800軒	
	被災軒数	6,400軒	
	停電軒数、率	発災直後	7,400軒 100%
		1日後	7,400軒 100%
		4日後	7,400軒 100%
1週間後		7,400軒 100%	
道路被害	対象道路延長(km)	127km	
	地震被害箇所数	9箇所	
	津波被害箇所数	35箇所	

項目		被害数、被害率	
鉄道被害	対象路線延長(km)	19km	
	地震被害箇所数	33箇所	
	津波被害箇所数	14箇所	
日置港被害	施設数(バース)	岸壁・物揚場	11
		その他係留施設	4
	被害予測施設数(バース)	岸壁・物揚場	8
		その他係留施設	3
	被害率(平均)		77%

南海トラフ巨大地震被害の予測結果② 避難者(夏 12時 風速4m)

発災時 人口	避難者総数			避難所に避難する者			避難所外生活者		
	1日後	1週間後	1ヵ月後	1日後	1週間後	1ヵ月後	1日後	1週間後	1ヵ月後
22,700	16,500	9,700	10,400	10,900	7,900	3,200	5,600	1,900	7,300

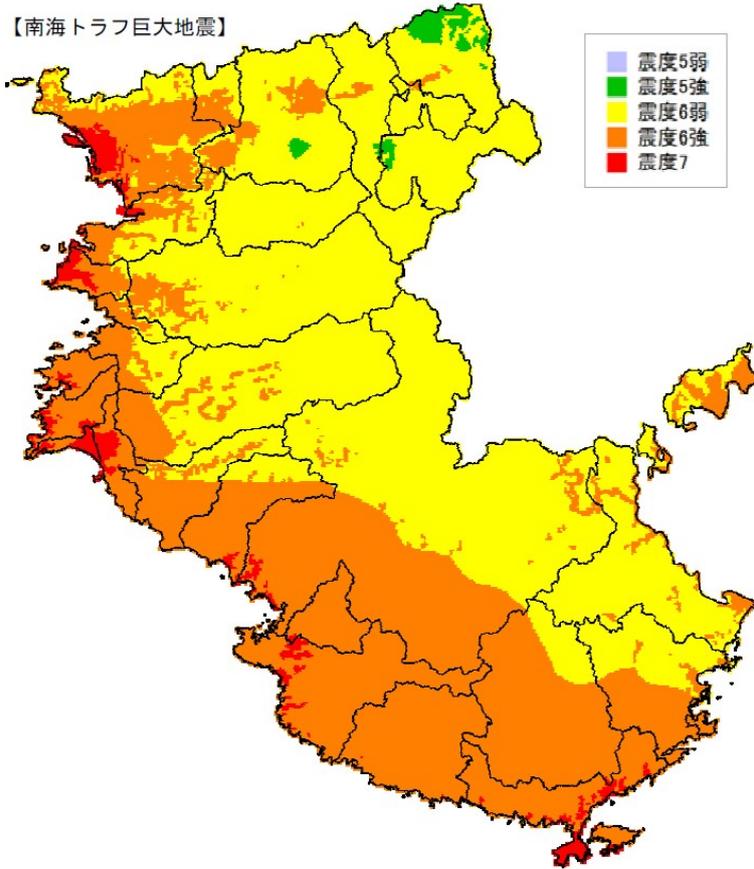
注) ・避難所避難者は避難者総数の内数である。
 ・予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

南海トラフ巨大地震被害の予測結果③ 帰宅困難者

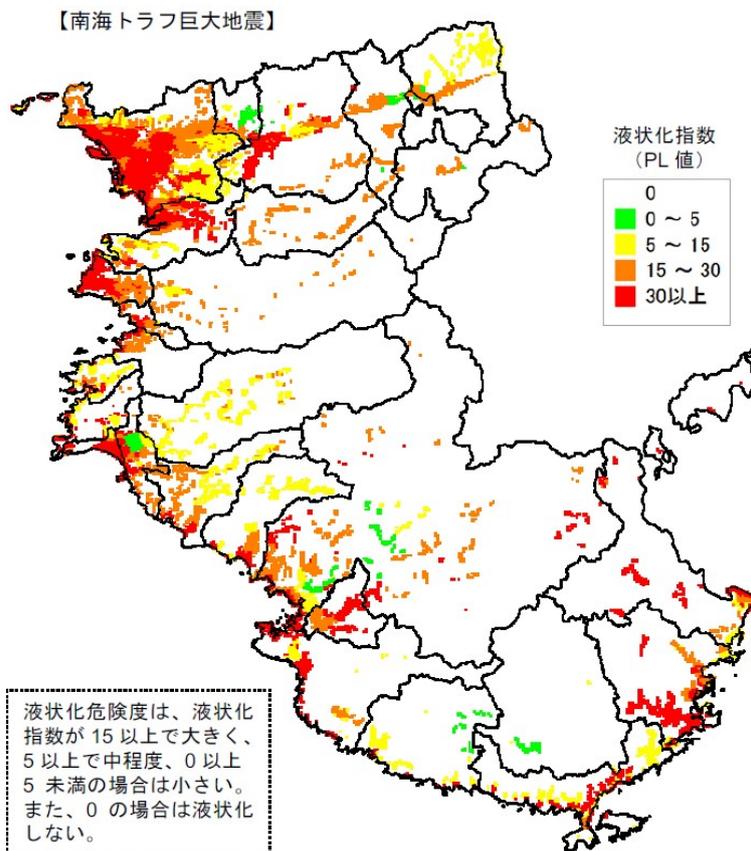
帰宅者総数 a	域内帰宅者 b	域外帰宅者				徒歩代替者 g	帰宅困難者 h
		総数 c	鉄道・バス 利用者 d	自動車・二 輪車利用者 e	自転車利用 者・徒歩 f		
17,600	10,000	7,700	530	6,500	720	1,600	5,400

注) ・パーソントリップ調査のゾーン区分ごとデータにもとづいて、域外帰宅者のうち、d欄・e欄の者が帰宅手段を失うものとした。それらの者の一部は帰宅手段を徒歩に変えて帰宅する者(g欄)と推定し、域内に留まる者を帰宅困難者とした。
 ・予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

震度予測図



液状化予測図



第4節 白浜町に係る津波浸水想定結果の概要

1 東海・東南海・南海3連動地震の津波浸水想定

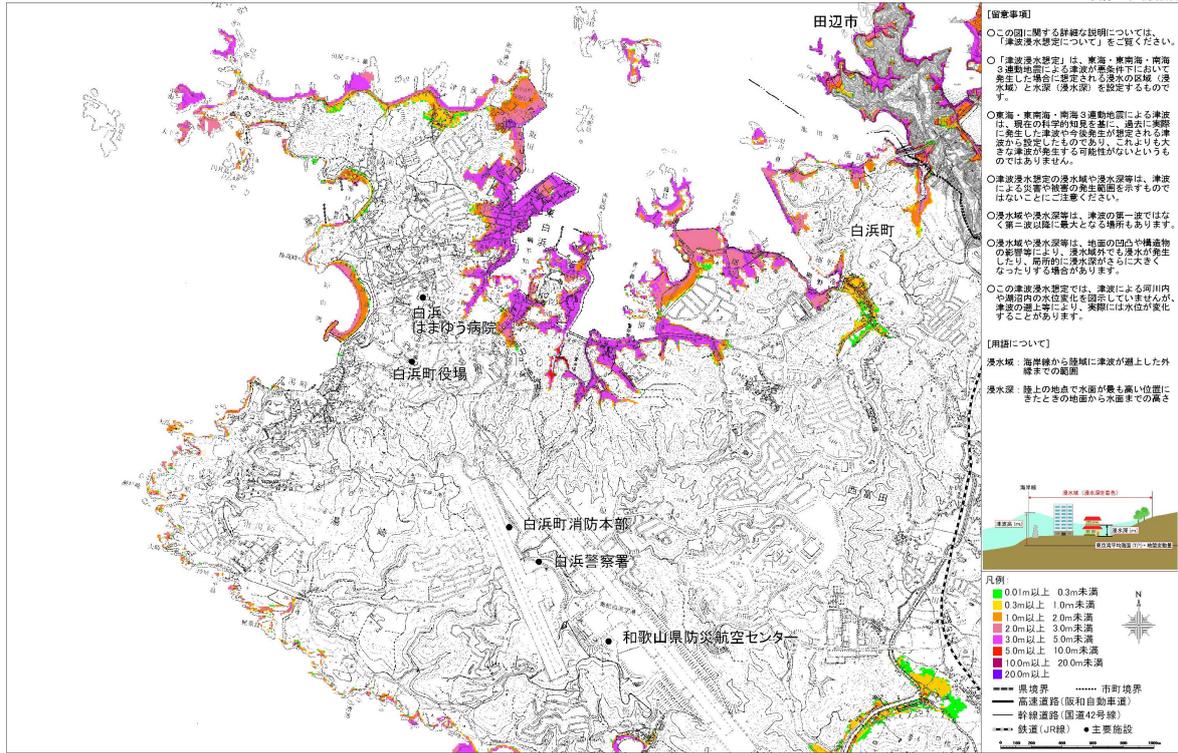
津波浸水想定結果は、次のとおりである。

東海・東南海・南海3連動地震（平成25年和歌山県）	
地震の規模（マグニチュード）	8.7
最大津波高（平均津波高）	7m（平均5m）
津波到達時間	第1波最大津波 12分
津波浸水面積	350ha （白浜町全域の1.7%）

3連動地震(H25 県)の津波浸水想定図 (1/6)

和歌山県 津波浸水想定図 白浜町 1/6 東海・東南海・南海3連動地震

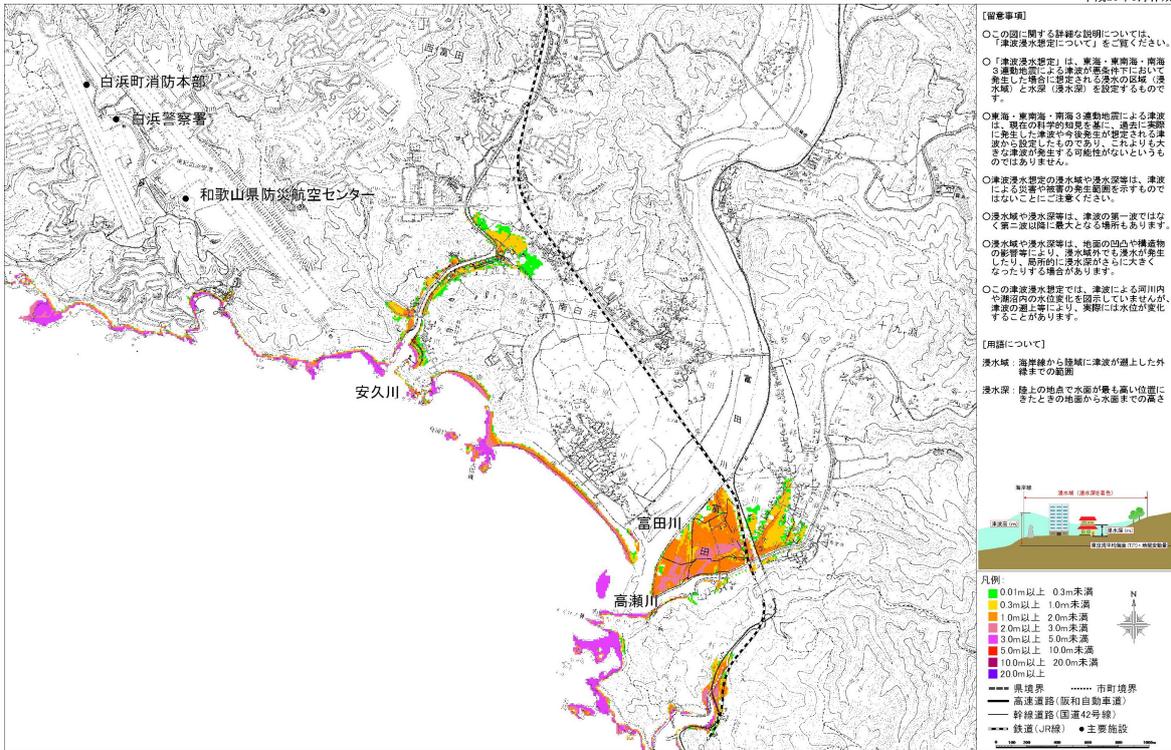
平成25年3月作成



3連動地震(H25 県)の津波浸水想定図 (2/6)

和歌山県 津波浸水想定図 白浜町 2/6 東海・東南海・南海3連動地震

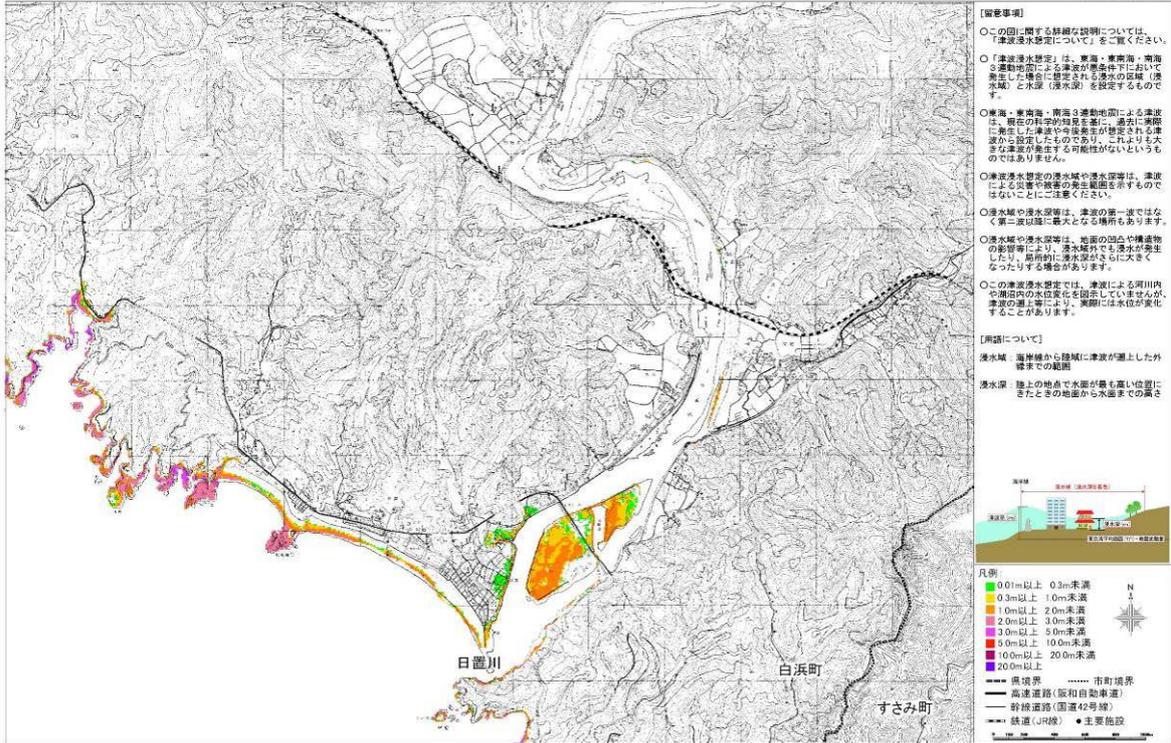
平成25年3月作成



3 連動地震(H25 県)の津波浸水想定図 (5/6)

和歌山県 津波浸水想定図 白浜町 5/6 東海・東南海・南海3連動地震

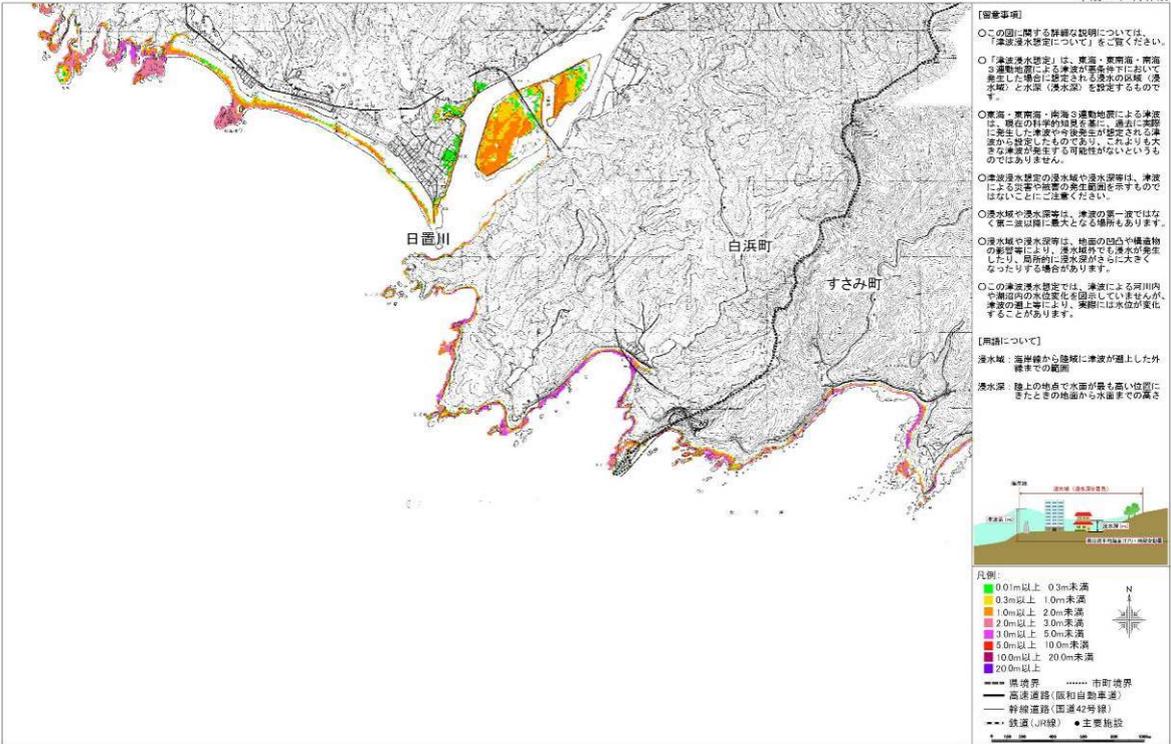
平成25年3月作成



3 連動地震(H25 県)の津波浸水想定図 (6/6)

和歌山県 津波浸水想定図 白浜町 6/6 東海・東南海・南海3連動地震

平成25年3月作成



2 南海トラフ巨大地震の津波浸水想定

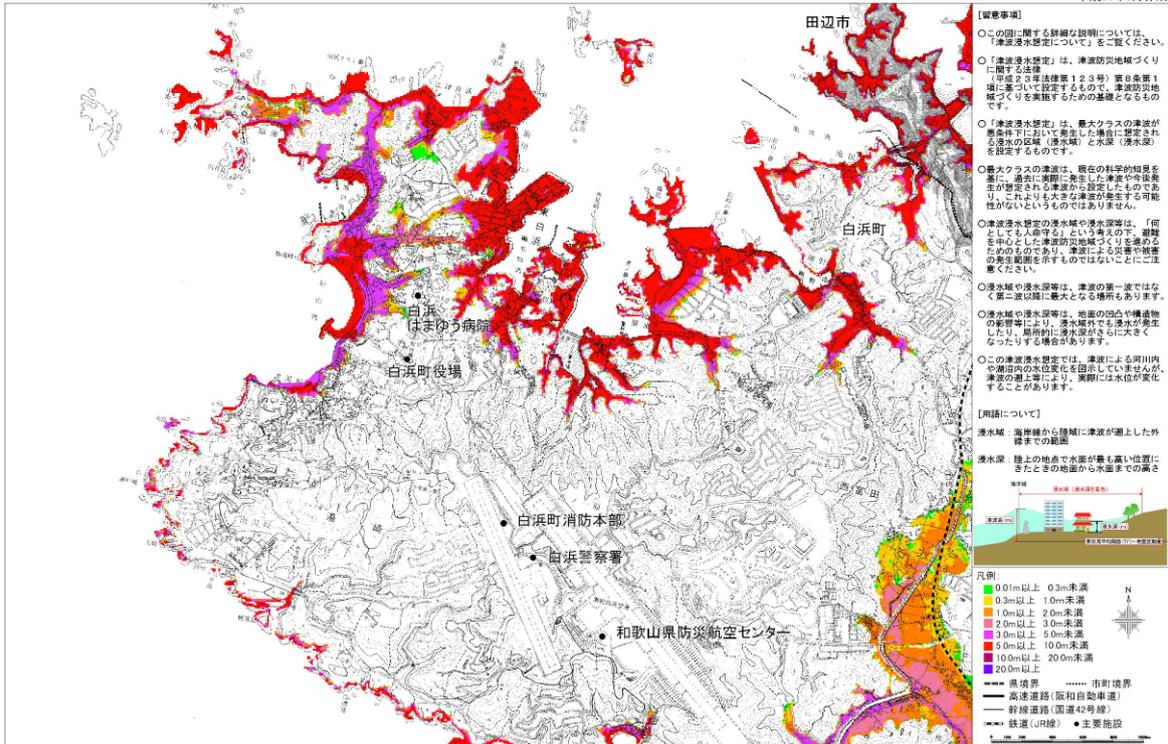
津波浸水想定結果は、次のとおりである。

南海トラフ巨大地震（平成 25 年和歌山県）	
地震の規模（マグニチュード）	9.1
最大津波高（平均津波高）	16m（平均 10m）
津波到達時間	（津波高 1m/3m/5m/10m） 3分/5分/6分/14分
津波浸水面積	960ha （白浜町全域の 4.8%）

南海トラフ巨大地震(H25 県)の津波浸水想定図 (1/6)

和歌山県 津波浸水想定図 白浜町 1/6 南海トラフの巨大地震

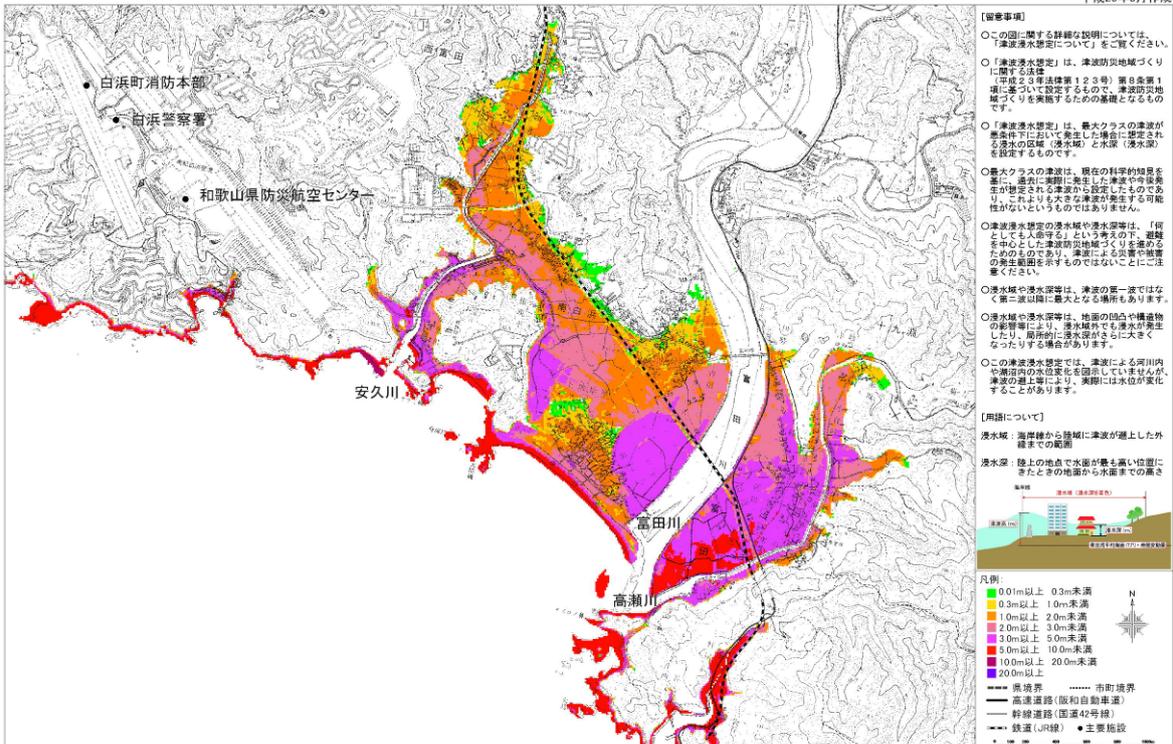
平成25年3月作成



南海トラフ巨大地震(H25 県)の津波浸水想定図 (2/6)

和歌山県 津波浸水想定図 白浜町 2/6 南海トラフの巨大地震

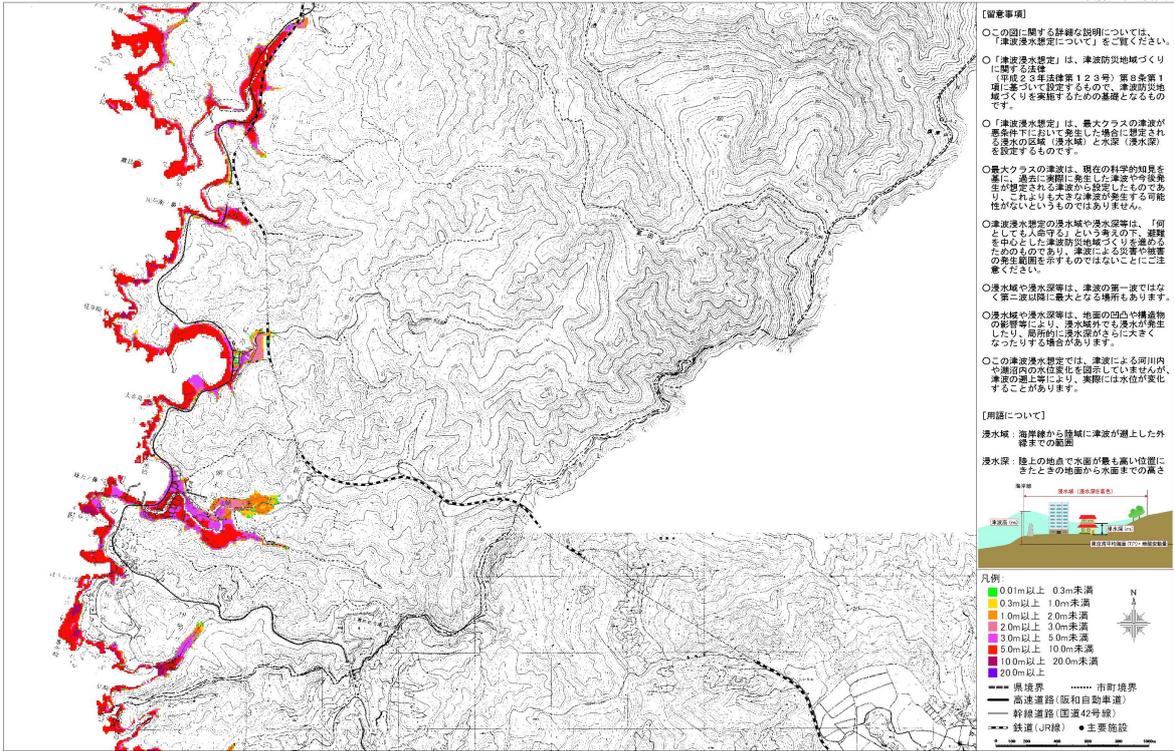
平成25年3月作成



南海トラフ巨大地震(H25 県)の津波浸水想定図 (3/6)

和歌山県 津波浸水想定図 白浜町 3/6 南海トラフの巨大地震

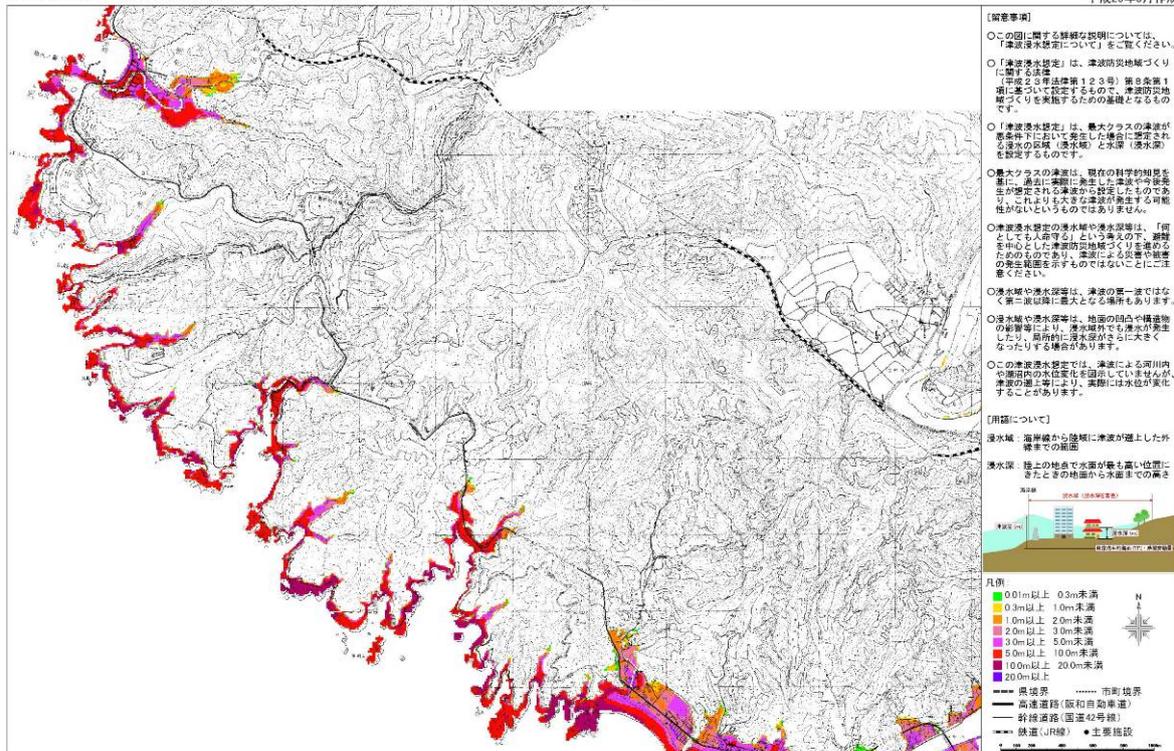
平成25年3月作成



南海トラフ巨大地震(H25 県)の津波浸水想定図 (4/6)

和歌山県 津波浸水想定図 白浜町 4/6 南海トラフの巨大地震

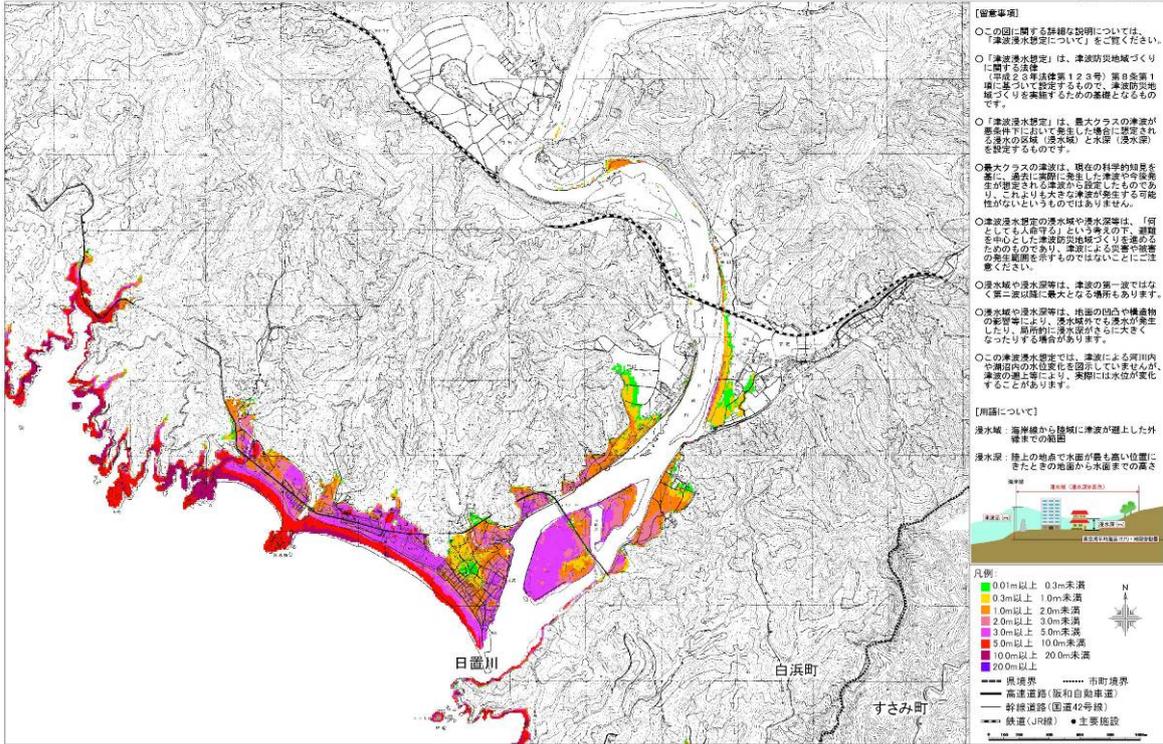
平成25年3月作成



南海トラフ巨大地震(H25 県)の津波浸水想定図 (5/6)

和歌山県 津波浸水想定図 白浜町 5/6 南海トラフの巨大地震

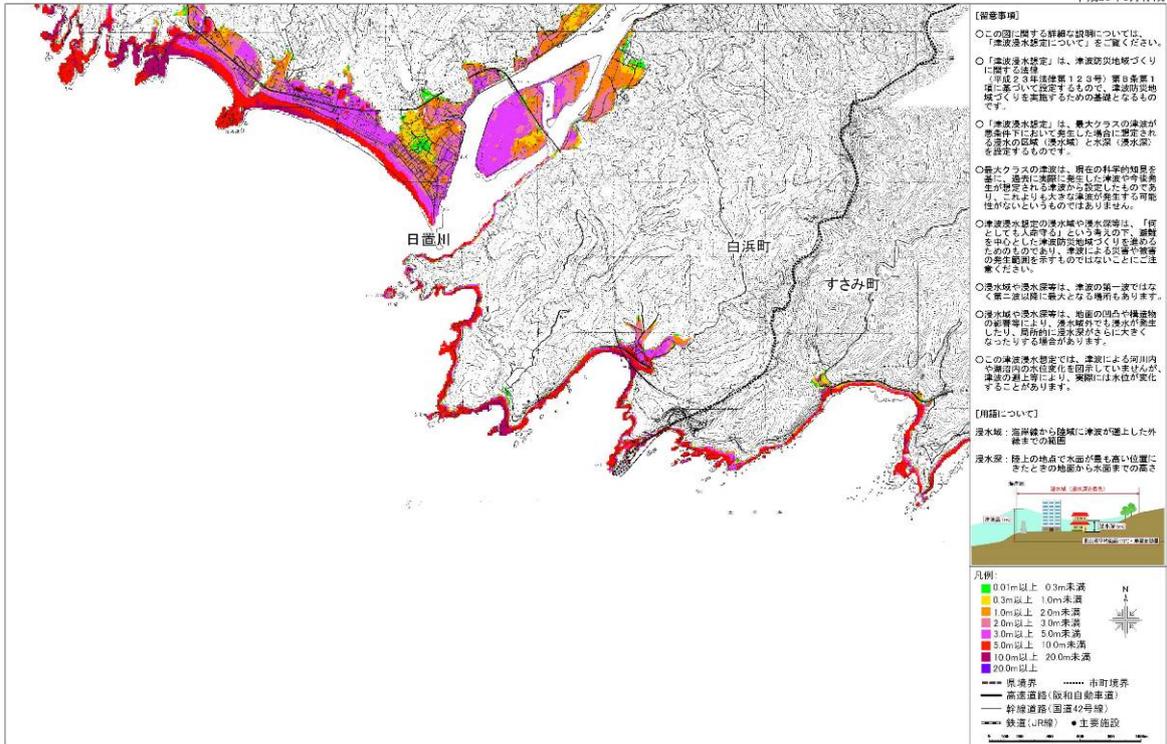
平成25年3月作成



南海トラフ巨大地震(H25 県)の津波浸水想定図 (6/6)

和歌山県 津波浸水想定図 白浜町 6/6 南海トラフの巨大地震

平成25年3月作成



第4章 防災行政の基本方針

自然災害及び環境の変化などによる多種多様な災害に対処するため、治山治水、海岸線の保全をはじめとする防災施設の整備、情報伝達網の充実、災害時における避難路の確保を図るとともに、本町・県・防災関係機関及び住民が一体となって地域に密着した総合的な防災体制を推進する。

1 町土保全施設の整備

(1) 治 山

- ア 緊急かつ計画的に荒廃地及び荒廃危険地の施設整備を進める。
- イ 緊急かつ重点的に山地災害危険地区の施設整備を進めるとともに、災害予測技術の確立に努める。
- ウ 森林の有する公益的機能を高度に発揮するため、保安林の整備を推進する。

(2) 治 水

- ア 河川・砂防の基本施設及び地域防災施設については、所要の安全度を概ね確保する。
- イ 治水安全度を向上するため、防災施設の整備を推進するとともに土地利用のあり方、避難誘導についても検討し、流域を一体とした総合的な治水施策を進める。
- ウ 防災施設の整備にあたっては、河川空間の活用を求める声が高まりつつあることから、歴史・伝統・地域文化に根ざした活動の場、レクリエーション活動の場として、ゆとりとうるおいのある豊かな水辺環境を創造する。
- エ ホームページや携帯電話等の情報通信端末を活用して雨量や河川水位、ダム情報等を住民にわかりやすく提供し、洪水への関心や防災意識の向上を図る。

(3) 海 岸

- ア 既往最大波浪（第2室戸台風級）及び比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対する安全度の向上をめざした緊急度の高い海岸において海岸保全施設を整備し、所要の安全度を概ね確保する。
- イ 太平洋に面する変化に富んだ本町の海岸線は国民共有の貴重な財産であるという認識のもとに、歴史・景観を踏まえて社会の要請に対応するためのストック整備を行う。
- ウ 余暇の活動の多様化に伴い、海や海浜に親しむ人口が増加しているため海岸を面的な空間としてとらえ、生活空間・レクリエーション空間など多面的な利用を誘導するとともに、災害に対し抵抗力の強い海岸として整備を図る。
- エ 夏期における海浜利用者を津波災害から守るために、避難誘導を円滑に指示するための標識やホテル、旅館等との避難協定の締結を図る。

2 防災活動の強化

- ア 町土並びに住民の生命・身体及び財産を災害から守る防災対策の基本となる地域防災計画、耐震改修促進計画などの各種防災計画に常に検討を加え、防災体制の整備と強化を図る。
- イ 災害に関する情報、災害発生時の被害状況を迅速・的確に伝達するため情報伝達網の整備

を促進する。

- ウ 円滑な防災活動が実施できるよう、自主防災組織等の地域の防災体制の強化を図る。
- エ 広報紙、報道機関、講演会、学校教育などのあらゆる手段や機会を活用して、災害危険箇所等の防災情報の提供や防災知識の普及に努める。
- オ 消防団体・その他関係機関が一体となって、地域ぐるみの各種防災訓練を実施する。
- カ 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。
- キ 避難行動要支援者の情報収集、避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供体制を確立し、災害時に的確な避難支援を行える体制づくりに努める。
- ク 指定緊急避難場所、指定避難所の整備等、各種災害に応じた避難所の整備を推進する。また、避難所での避難生活が困難な要配慮者に対して、福祉避難所を整備して、避難生活の改善を図る。

3 防災型地域整備の推進

南海トラフの地震による津波の発生が懸念されるなか、一部の避難施設は津波浸水想定区域内に立地しており、南海トラフ巨大地震が発生した際には、避難が困難な地域（津波避難困難地域）も想定されている。避難困難地域の一部においては、木造住宅が密集し、幅員の狭い道路も多い。また、木造住宅が密集している地域は、地震・津波災害、大規模火災に対し非常に脆弱な地域構造を呈している。

このことを念頭に置き、中長期的な視野に立って、住宅や土木構造物の安全性の向上、ライフラインの強化など、災害を未然に防ぐことのできるまちづくりを行う。

- ア 高台移転や複合避難ビル等構造物の整備等による地域改造
- イ 耐震、耐火性の高い建築物により構成された地区への転換
- ウ 防災空間（公園・街路）や防災拠点の整備
- エ 大規模火災に対応できる消防水利の充実（防火水槽等の充実）
- オ 耐震性を持ったライフラインの整備
- カ 用水路、排水施設の機能を高めた総合的な治水対策の推進

第5章 防災関係機関の実施責任と業務大綱

本町並びに和歌山県の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、所管事項について、概ね次の事務又は業務を処理するものとし、その際相互に協力するよう努めなければならない。

第1節 実施責任

1 白浜町

本町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、本町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 和歌山県

和歌山県（以下、県という。）は、本町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、本町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、本町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び本町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び本町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、本町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 白浜町

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
白 浜 町	ア 白浜町防災会議及び白浜町災害対策本部に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、罹災者の救助保護 カ 災害復旧資材の確保と物価の安定 キ 罹災者に対する融資等の対策 ク 被災町営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害対策要員の動員並びに雇用 サ 災害時における交通、輸送の確保 シ 被災施設の復旧 ス 町内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2 消防本部

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
白浜町消防本部	ア 災害時における情報の収集及び伝達、広報 イ 災害時における被災者の救急、救助業務 ウ 火災発生における消防業務 エ 危険物等の災害に関する指導等災害予防業務 オ 消防組織、消防施設の強化

3 警察

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
白 浜 警 察 署	ア 災害時における町民の生命、身体、財産の保護 イ 災害時における犯罪予防及び取締り、治安維持のための警察活動 ウ 災害時における交通の混乱防止、交通秩序の確保 エ 災害時における緊急車両のための交通規制 オ 遺体の検視及び身元確認 カ 他の機関の行う緊急活動に対する協力援助

4 和歌山県

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
和 歌 山 県	ア 県防災会議に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、罹災者の救助保護 カ 災害復旧資材の確保と物価の安定 キ 罹災者に対する融資等の対策 ク 被災県営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害時における公安対策 サ 災害対策要員の動員並びに雇用 シ 災害時における交通、輸送の確保 ス 被災施設の復旧 セ 市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等

5 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 近畿管区警察局	ア 管内各府県警察の指導・調整に関すること イ 他管区警察局との連携に関すること ウ 関係機関との協力に関すること エ 情報の収集及び連絡に関すること オ 警察通信の運用に関すること カ 警察官の応援派遣に関すること
2 近畿財務局 (和歌山財務事務所)	ア 公共土木等被災施設の査定の立会 イ 地方自治体単独災害復旧事業(起債分を含む)の査定 ウ 地方自治体に対する災害融資 エ 災害時における金融機関の緊急措置の指示 オ 未利用の国有地の情報提供
3 近畿厚生局	ア 救護等に係る情報の収集及び提供
4 近畿農政局	ア 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成 イ 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策 ウ 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
5 近畿中国森林管理局（和歌山森林管理署）	ア 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 イ 国有林における予防治山施設による災害予防 ウ 国有林における荒廃地の災害復旧 エ 災害対策復旧用資材の供給 オ 森林火災予防対策
6 近畿経済産業局	ア 電気、ガス、工業用水道の復旧支援 イ 災害対策用物資の調達に関する情報の収集及び伝達
7 中部近畿産業保安監督部近畿支部	ア 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安確保対策 イ 電気、ガス、火薬類施設等の保安確保対策
8 近畿運輸局（和歌山運輸支局 勝浦海事事務所）	ア 所管する交通施設及び設備の整備についての指導 イ 災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 ウ 災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 エ 災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 オ 特に必要があると認める場合の輸送命令 カ 災害時における交通機関利用者への情報の提供
9 近畿地方整備局（和歌山港湾事務所）	ア 港湾施設の整備と防災管理に関すること イ 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導に関すること ウ 海上の流出油に対する防除措置に関すること エ 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること
10 大阪航空局（関西空港事務所 南紀白浜空港出張所）	ア 航空保安無線施設の完全な状態の維持管理 イ 密集地帯上空の低空飛行の禁止 ウ 航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て損害を最小に止めるための緊急措置の実施
11 第五管区海上保安部（和歌山海上保安部田辺海上保安部）	ア 海上における人命、財産の救助及び防災活動 イ 海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止 ウ 海上緊急輸送に関すること エ 海上における治安の維持 オ 海上において人命、財産の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督 カ 通信体制の維持及び運用

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
12 大阪管区气象台 (和歌山地方气象台)	ア 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供 イ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
13 近畿総合通信局	ア 電波の監理、並びに有線電気通信の監理 イ 非常通信訓練の計画及びその実施指導 ウ 非常通信協議会の育成・指導 エ 防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導 オ 非常時における重要通信の確保 カ 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し キ 情報伝達手段の多様化・多重化の促進
14 和歌山労働局	ア 工場、事業場における労働災害の防止 イ 救助の実施に必要な要員の確保
15 近畿地方整備局 (紀南河川国道事務所)	ア 土木施設の整備と防災管理 イ 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 ウ 被災土木施設の災害復旧 エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
16 近畿地方環境事務所	ア 災害廃棄物の処理対策に関すること

6 自衛隊

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
陸上自衛隊第37普通科連隊、第304水際障害中隊	ア 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 イ 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

7 指定公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社	ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査と災害復旧

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
2 西日本電信電話株式会社和歌山支店 株式会社NTTドコモI&T・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
3 日本銀行大阪支店	ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
4 日本赤十字社 和歌山県支部	ア 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ウ 義援金品の募集配布
5 日本放送協会 和歌山放送局	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
6 西日本高速道路株式会社関西支社	ア 災害時における輸送路の確保 イ 有料道路の災害復旧
7 日本通運株式会社 和歌山支店	ア 災害時における緊急陸上輸送
8 関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社	ア 災害時の電力供給 イ 被災施設の調査と災害復旧 ウ ダム施設等の整備と防災管理
9 日本郵便株式会社 白浜郵便局	ア 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施 イ 被災郵政業務施設の復旧
10 KDDI株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
11 ソフトバンク株式会社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧

8 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 土地改良区	ア 土地改良施設の整備と防災管理 イ 農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧 ウ 農地たん水の防除施設の整備と活動
2 バス機関	ア 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 イ 災害時の緊急輸送
3 輸送機関	ア 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送
4 放送機関	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
5 医療機関	ア 災害時における医療救護の実施 イ 災害時における防疫の協力
6 ガス機関	ア 災害時のガス供給 イ 被災施設の調査と災害復旧

9 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
1 病院等経営者	ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 被災時の病人等の収容保護 ウ 災害時における負傷者等の医療、助産救助
2 社会福祉施設の経営者	ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 災害時における収容者の収容保護
3 学校法人	ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
4 農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	ア 町本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 イ 農林水産物等の災害応急対策についての指導 ウ 被災農林漁業者に対する融資又はあっせん エ 農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 オ 飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保又はあっせん
5 商工会	ア 町本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
6 南紀白浜コミュニティ放送株式会社	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
7 金融機関	ア 被災事業者に対する資金融資
8 危険物及び高圧ガス施設等管理者	ア 安全管理の徹底 イ 危険物及び高圧ガス施設等の点検